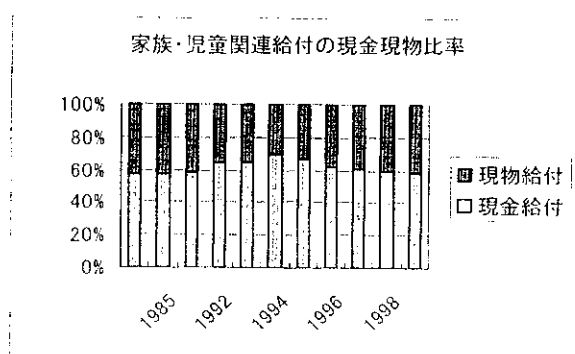


保育政策は、①保育に関する休業保障、②保育サービスの提供、費用の保障、③現金給付、④家庭保育手当から構成されている。このうち、就学前教育・保育は **Early Childhood Education and Care Policy** として統合されており、国際的に注目されている。また、民間保育所を利用したときの費用補助は事実上のバウチャーとして、また家庭内保育に対する在宅保育手当なども特徴的な制度である。「育児キット」³など興味深い制度もあるが、保育サービス、就学前教育、在宅育児手当、保育バウチャー限定して紹介する。

図 8



(2) 保育サービス

1995年に保育法が改正され、就学前の児童に保育を受ける権利が保障された。さらに、2000年より6歳児に対して就学前教育を開始した。

保育サービスの利用希望者は、社会福祉事務所にケアの種類、保育時間、必要な曜日を申請する。

保育サービスは、保育所(Paiva koti、デイケアセンター)、家庭保育所(Perhe paiva koti)がある。

①保育所(Paiva koti、デイケアセンター、託児所・保育所)

保育時間は、通常午前6時より午後6時頃までもしくは半日・数時間預かる施設である。夜間保育や24時間の保育サービスを行う施設もある⁴。

保育所(デイケアセンター)のスタッフは、2年から3年の専門教育を受けた就

³ 出産時に育児に必要な子ども用の服などの育児セットか、半分程度の価値の現金を選択することができる。

⁴ 一般的に幼児保育時間は最長10時間と定められている。

学前児童教員、社会教育員、保母である。

②家庭保育所 (Perhe paiva koti ファミリー・デイケア)

最大4名までの児童を保育士の自宅で集めてケアするシステムである。家庭保育所のスタッフの自治体の訓練を受けている。

(3) 就学前教育

就学前通学 Pre School (プレスクール)

6歳児は、就学前の1年間、週に3回程度就学予定の児童が就学準備する。

就学準備は、学校や保育所内のプレスクールによって行われる(表2)。

(4) 保育費用

保育費用の自己負担額は、家族の収入と家族構成により異なる。自己負担と実際の保育コストの差は自治体が負担する。

また、私立保育所を利用についてはバウチャーが発給されておりも費用の一部について公的助成を受けるができる。

(5) 在宅保育手当

89年より3歳未満で自治体の保育サービスを利用しない世帯は在宅保育手当⁵を受給できる。これは家庭内保育というインフォーマルケアに対する対価という性格をもつ。2000年で平均在宅保育手当は月額2102FIMとなっている。(表2)

表1

	保育所(デイケアセンター)	終日保育所(デイケアセンター)児童数	終日保育所(デイケアセンター)三歳児未満児童数	家庭保育所(ファミリーデイケア)	家庭保育所(ファミリーデイケア)終日利用児童数	両施設合計利用児童数	6歳未満に占める割合	修学前教育	6歳時の割合	デイケアセンター内のプレスクール
1985	96,263	53,745	13,103	76,672	67,329	172,935	38			
1986	97,452	58,255	13,036	82,944	71,878	180,396	40			
1987	100,935	64,577	13,043	87,137	74,823	188,072	42			
1988	103,000	65,811	14,107	89,549	77,729	192,549	43			
1989	106,876	74,687	16,761	91,830	79,627	198,706	45			
1990	109,255	79,124	17,594	89,780	77,872	199,035	45			
1991	112,539	83,577	16,929	82,595	70,848	195,134	44			
1992	112,592	85,681	16,138	70,590	60,456	183,182	41			
1993	112,671	85,626	15,492	61,806	52,982	174,477	39			
1994	118,130	90,110	15,992	62,625	53,736	180,755	40			
1995	124,437	94,669	16,325	65,481	56,169	189,918	42			
1996	140,407	105,336	17,879	76,866	65,777	217,273	48			
1997	140,991	109,732	18,065	78,389	67,382	219,380	49			
1998	142,598	113,840	17,994	75,706	65,706	218,304	50			
1999	142,538	115,785	17,516	72,429	63,080	214,967	50			
2000	131,980	89,105	16,339	68,482	58,813	200,462	48	59,479	91.2	48,598

⁵ 両親給付の終了後

表 2

	合計	法律に基 づく手当	自治体に よる付加 給付	受給資格 のある子 供数	家庭内保 育人数	私立保育 所ケア人 数	一時保育 給付人数	たりの家庭 内保育手 当額	たりの私立 保育給付 額
1992	3,212.4	2,865.8	346.6				2,723	2,618	
1993	3,228.8	3,072.6	156.2	159,940	158,740		1,836	2,803	
1994	3,273.6	3,198.6	75.0	153,840	152,920		1,541	2,655	
1995	3,052.8	2,995.1	57.7	138,440	137,530		1,372	2,598	
1996	2,040.7	1,945.7	95.0	122,330	121,350		1,437	1,988	
1997	2,060.9	1,899.6	161.3	129,400	118,600	9,710	1,349	2,164	1,074
1998	2,346.7	2,099.1	247.6	129,350	115,600	12,760	1,179	2,151	1,094
1999	2,290.2	2,041.7	248.5	127,660	112,800	13,820	1,249	2,125	1,083
2000	2,268.7	2,012.7	256.0	126,960	111,600	14,060	1,548	2,102	1,022
	FIM million	FIM million	FIM million	人数	人数	人数	人数	FIM/月	FIM/月

Source: Social Insurance Institution

3. スウェーデンの子育て支援政策⁶

(1) 政策の体系

保育政策は、①保育に関する休業保障、②保育サービスの提供、③現金給付、から構成されている。

スウェーデンの保育政策の目的は、就業、学業と親であること (parenthood) の両立を目指しており、長時間保育をなるべくさせ、育児休業中でファミリーサポートセンターなど子育て支援活動などにも強化されている。また、1998年より学校教育の一環とし、全国就学前のカリキュラムが実施された。

(2) 就学前教育・保育

スウェーデンでは、1960年代に女性の就業率の上昇に伴い保育需要が急増し、保育サービスの整備が急務となり、国会に設置された調査会が1968年に就学前システム確立のための提言を行った。しかし、1970年代から1980年代にかけては、サービス供給が需要に追いつかず待機児童が発生した。

90年代になると就学前システムの統合、就学前教育へのアクセス保障が課題になる。

1995年にはすべての子どもに就学前教育を保障することを自治体に義務づけた。しかし、出生数の増加による需要の増加により実施が遅れ、保育所不足も深刻化したため、民間保育施設が増加した。1996年7月に保育政策の責任は、the National Agency for Education (Skolverket・文部科学省)に移され、6歳

⁶ スウェーデンの統計は Statistics Sweden(2002)による。

よりほとんどの児童が就学前教育を受けている。

(3) 保育

従来、中央政府 (the National Board of Health and Welfare (Socialstyrelsen)) は保育サービスについては、その質や人員的配置などについて厳しい基準を設定し、規制的であった。90年代の中央政府と自治体の役割分担は代わり、より目的、結果志向的になっている。

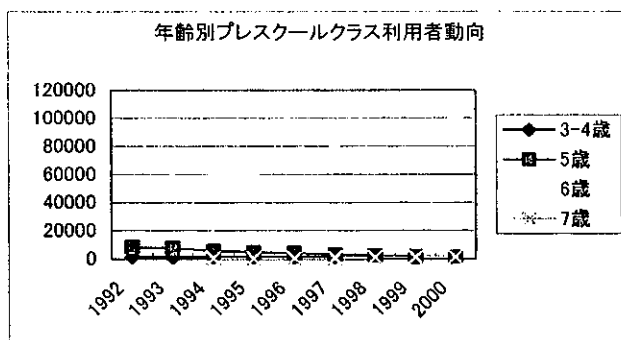
中央政府が保育に対する目標を設定し、地方政府はそれを達成することになり、中央政府から自治体に補助金が支給される。

① 保育所・デイケア (Daghem (Dagis))

1～6歳児対象⁷、月～金曜の6:30から18:00が開所時間である。92年まですべて公営だったが、現在は民営の施設も増加している。2000年で在籍児童は314,894人となっている。

就学前教育のため、6歳になると保育所での就学前教育 (学校教室プレスクール) か小学校における就学前クラス (ゼロクラス) に移ることになり、最近では、ゼロクラス移る児童が多い。図9

図9



③ パートタイムグループ

4～6歳を対象とし、午前または午後3時間のみ開所する。家庭保育所や学童保育所 (6歳) の併用者が多い。

④ 家庭保育所 (family daycare homes (familjedaghem))

保母が自宅で子どもを預る制度もある。0～12歳児対象、保育時間は柔軟に対応している。全国に9913施設、54200人が在籍している。家庭保育所は減少傾向に

⁷生後9ヵ月から可能。

ある。図10

図11は公立保育施設の割合であるが、ストックホルムなどでは、私立保育施設も増えている。

図10

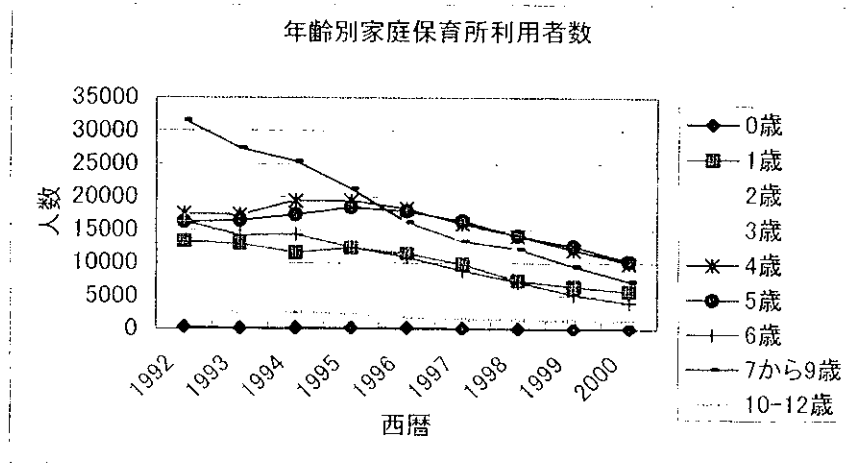
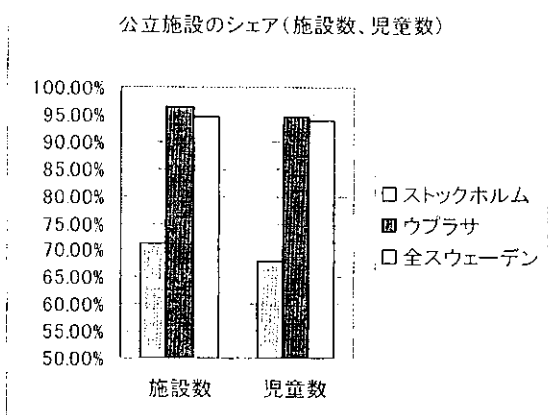


図11



・保育サービスのスタッフ

保育サービスのスタッフは保育教師 (teachers), リクレーション・インストラクター (recreation (leisure-time) instructor), アテンダント (daycare attendants), チャイルドマインダー (childminders) によって構成されている。保育教師やリクレーション・インストラクターは、大学で指導方法、発達心理学、家族社会学などについて学ぶことになっている。チャイルドマインダーは自治体

によるトレーニングコースを受講して、より上級のアテンダントを資格を得ることができる。スタッフの半分が大学での保育コースの学位を受けており、40%のスタッフがアテンダントの資格を持っている。

また余暇センターのスタッフのうち60%がリクレーション・インストラクターであり、教育関係の学位を受けており、20%がマインダーの資格を持っている。

(4) 就学前教育

就学前教育の整備は地方自治体の義務である。生涯教育の一環で、知識欲の向上と思いやりなどを子どもに持たせることを目的とする。就学前教育は親の就業や保育の場所に関係なく、すべての子どもに保障されることになる。

親が、失業中であろうと育児休暇中であろうと一日最低3時間の就学前教育が保障される。

カリキュラムは、スウェーデンの就学前ケアの方向や目標を示すが、達成度に対する評価はしない。就学前教育にかかる費用は市町村及び父母が負担するが、6歳児については父母の負担は免除となる。

- ・ オープンプレスクール（開放型就学前学校）

週2~3回で1日数時間。

- ・ 就学前クラス（ゼロクラス）

4~6歳児対象で、月~金曜日の3時間(9:00-12:00もしくは13:00-16:00)が開所時間である。

就学前の6歳児を対象に1日3時間の準備勉強をする教育が実施されている。教育場所は学校が多い。費用は無料である。

(5) アフタースクール・グループ学童対象（基礎学校児童対象）

1990年代から最も急速に増加し現在332,469人、6-9歳の約64パーセント、10歳以上の7%の児童が利用しており、1990年の3倍以上が参加した。図12

- ・ open leisure-time centres オープン学童保育（余暇クラブ）

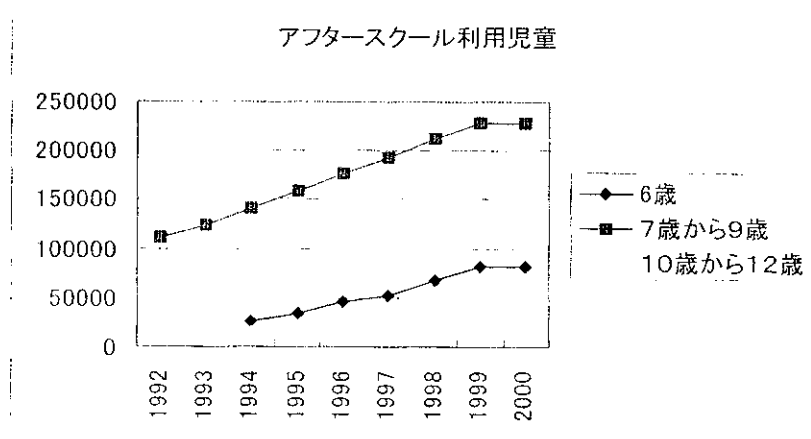
10-12歳の子供のための施設であり、教育法により leisure-time centres (fritidshem)の代わりに導入することが求められた。10-12歳の約5パーセントが利用している。

また、地方自治体は、地方自治体以外によって提供されるオープン学童保育に補助金を支払う必要がある。その児童一人当たりの補助金は、自治体立の施設

と同額になっており、オープン学童保育を利用する子どもの15%がそうした非自治体立の施設に通っている。経営主体としては、親組合方式なども含まれる。

・ leisure-time centres (fritidshem) 余暇センター
6,7~12歳児対象, 月~金曜の6:30-18:30が開所時間。

図12



(6) 保育費用

保育費用は、2000年に400億SEKで地方自治体の全コストの13パーセントとなっており、親の保育料負担は保育コストの19%になり、増加している。1990年代は保育コストのカットが行われ、スタッフ数の低下や待遇の低下が問題にあった。

自治体の保育費用負担に関する詳細な資料はない。保育料は自治体によっても、均一であったり、所得比例であったりするが、基本的には利用時間と所得によって決まる。

過度の保育料負担を回避し、保育サービスのアクセスの障害にならないようにするために、2002年1月1日に全国的な保育料上限制度が導入された。新システムでは、就学前・学齢期の育児に対する料金が親の収入の1-3パーセントに決められ、合計が上限を超えないようになっている。1人の子供の場合、1か月当たり上限は、SEK 1,140となっており、余暇センターの方は、収入の2パーセントであるが、1か月当たりSEK 760が上限になっている。ただし、こうした上限制度を導入するかは自治体の選択に任されている。政府は、自治体が上限制度を導入するように、そして収入の減少を補い、サービスの質を高めるための補助金を自

治体に出している。

参考文献

河本佳子(2002)『スウェーデンののびのび教育』新評論.

Statistics Sweden(2002), Statistical Year of Sweden, Statistics Sweden.

Statistics of Finland(2002), Statistical Year of Finland, Statistics of Finland.

Nordic Council of Ministers(2000), Nordi Statistical Yearbook, Nordic Council of Ministers.

資料 4

下記の要領で報告会を行った

名称：スウェーデンの保育システムおよび IT を使った保育サービスシステム報告会
構成

第一部 ブライアン・アシュレイ氏報告

第二部 厚生労働政策科学研究推進事業；保育における IT の可能性

日時：2003年3月5日（水）13:00～16:00

場所：東洋大学白山キャンパス・浦水会館（旧白山通り向かい301号室）

出席者：研究者、保育施設関係者、保育ビジネス関係者、出版社等（名簿略）

スウェーデンにおける子育て支援システム （東洋大学セミナー 2003年3月5日）



ブライアン・アシュレイ（Brian Ashley）氏 略歴

ロンドン大学で社会学を修め、フル大学大学院及びエディンバラ大学大学院でソーシャルワーク・職業訓練法・教育法を修めた。

1954年から1985年にかけて大学教育研究に携わり、現在はエディンバラ大学に属するモレイハウスカレッジの社会学部長を務めた。スコットランドにおけるユネスコ関連 NGO の創設に携わるなど、ボランティアな活動にも精力的に関わってきた。英国政府の人種関係委員会委員も歴任している。

スウェーデンにおいては、保育・ソーシャルワーク・教育のコンサルタント、"Open Pre-school"誌編集長として活躍している。

家族支援センター（family support centre.）の創設

1. 社会の変化（Changes in Society）
 - A) 伝統的家族及び子育て支援ネットワークの消失
 - B) 核家族における新しい需要
 - C) 幼児と家で過ごす若い両親の疎外
2. 両親のニーズ（Parent's needs.）
 - A) 幼児のニーズに対する知識不足
 - B) 両親としての役割への自信の無さ
 - C) 神経質，不確実，孤独，社会的接触の必要性
3. 子どものニーズ（Children's needs.）
 - A) 神経学的調査によって，社会的刺激の必要性が示されている。

B) 発達調査によって、家庭学習の必要性が示されている。

C) 自由に表現して遊ぶ機会

家族支援センターの説明

A) 施設，部屋など

B) 設備

制度と政策 (Legislation and Policy)

3年おきに同日選挙で、国会、県議会、地方議会の投票が行われます。

選出された各議員は、歳費を与えられた常勤です。

a) 議会では、政策と事業を管理するための法律について討論し成立させます。

b) 県に当たる23の自治体は、保健医療（病院、保健所、老人ホーム、障害者向けサービス）、交通機関、道路計画、都市計画、地方裁判所を所管しています。

c) 基礎自治体コミューンは286あり、都市、町、田舎など多様です。コミューンは、教育、保育、道路、公園、住宅、地域開発といったあらゆる地方レベルの事柄を所管しています。

行政 (Administration)

a) 政府機関は直接サービスを提供しません。政府が議会に提出する政策や法律を準備します。政府評議会 (National Boards) (選挙ではなく政府に任命された委員で構成) のいくつかは、道路建設や国家計画作成という事業を実施し、県自治体及びコミューンに助言し、加えて教育・保健福祉に関して評価を行います。政府評議会 (National Boards) には、その事業のために常勤職員を多く抱えているところもあります。

b) 県レベルでは、選出された議員による専門委員会がいくつも設置され、分野に応じた政策を決定している。事業毎に遂行するための常勤職員を抱えた自治体機関が設置されています。

c) コミューンレベルでは、選出された議員による専門委員会がいくつも設置され、分野に応じた政策を決定している。事業毎に遂行するための常勤職員を抱えた自治体機関が設置されています。但し、その自治体機関はコミューン毎に違っていることが多いのです。いくつかのコミューンでは、学校教育と保育が同じ委員会・自治体機関の所管です。これは両者が連携す

ることが望ましいということなのです。しかし別のコミュニティでは、所管する委員会・自治体機関が異なる場合があります。

サービスには、国会が決めた法律に基づき、コミュニティに課せられた義務として提供されるものがあります。例、保育所、学校など

いくつかのサービスの提供は義務ではなく、地方での裁量権があります。

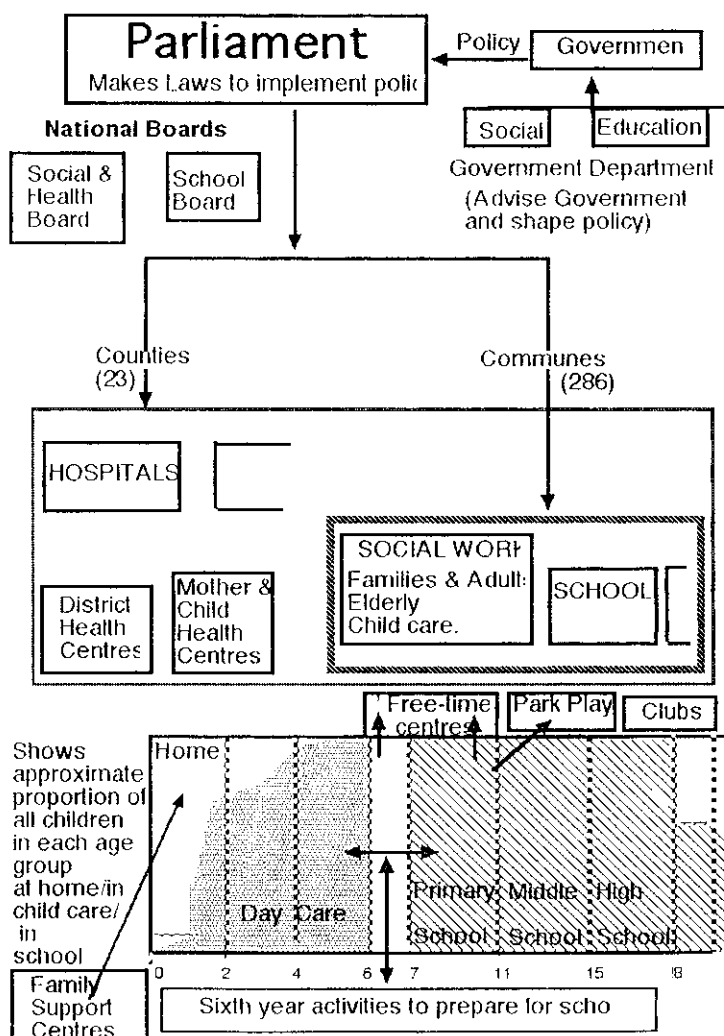
例、児童遊園 (ParkPlay), オープン幼稚園 (Open Pre-schools*)

これらの提供においては、地域の政治家がニーズに適合するかどうかを決定します。そのため、児童遊園 (ParkPlay) やオープン幼稚園 (Open Pre-schools) の数は、コミュニティによって変わりうるのです。いくつかの自治体では全く提供しようとしませんが、他方で多く提供していることもあります。

学童保育 (Leisure centres) では、専門課程教育を受けた人物によって見守られて集団活動を行います。これらは、子どもが10歳に達するまで義務として提供される保育・学校教育の一部となっています。10歳以上の子どもに対しては義務はありませんので、地域の政治家は子どもがサービスを必要としているかどうかを決めることができます。

児童遊園の職員は、研修を受けた学童指導員であったり、保育士であったりします。他方で、OJTでのみ研修する職員もいます。

我々が特に関心を寄せているサービス提供が、地域の意思決定とコミュニティ経済に依存していることがよくお分かりでしょう。多くの父母が、サービス提供の削減に対して抗議活動を行っています。



資料5－(1) フィンランド

OECD “Early Childhood Education and Care Policy in Finland”

(抄訳)

政策

1999年の春に採択されたフィンランド政府プログラムは、いくつかの目的と定義を含んでいる。幼児教育と保育および就学前教育から重要である。フィンランドの将来は、新しい開発能力と同様に、知識および専門知識に強く結びついている。全人口の専門知識のレベルを上げることは、文明国家としてのフィンランドの開発を支援することになるだろう。

政府プログラムによれば、フィンランドは情報社会（知識と専門性はフィンランドの発展に寄与する）の発達になるだろう。

家族政策については、以下のようなことが考えられている。

- 成長環境、バランスのとれた大人への発達のために、親をサポートします。
- 就学児童のための学童保育を充実させます。
- 保育のさまざまな代案を用意しました。
- 幼児手段の柔軟性を高め、幼児教育、保育と変容しつつある労働市場との連携をはかります。
- 父親に育児休暇の一か月の権利を保障するシステムを作成する可能性を調査します。
- 労働生活と、よい慣習の進展を訴えます。

下でより詳細に説明されますが、政府は2000・2001年に、6歳児向けの無料の就学前教育を導入するでしょう。

就学前教育の改革は生涯学習の概念に組み入れられるでしょう。

政府プログラムによれば、フィンランドは、さらに2003年から9年の基礎教育を開始する年齢を引き下げる可能性を調査します。

フィンランド家族政策の概観

フィンランド家族政策の目的は、子供のための安全な成長環境を築き、親に子供を育てる物面、心理面から保障することである。

フィンランドは、1948年に児童手当制度が導入し、家族政策を構築し始めた。当時、児童手当は、子供のいる親にとって重要であり、その重要性は社会的にも明確であった。

1950年に、児童手当が唯一の重要な家族政策であったとき、家計への支援費は、GDPのほぼ4%を占めていた。児童手当の導入の後に、家族政策の開発は、数十年間(このとき焦点は、健康保険および年金安全保障制度の生成上にあった)の間背景に残っていました。

状況は、1970年代中ごろに変わり始める。児童手当の実質的な給付額は減少したが、その合計額は徐々に上昇しはじめ、1990年代の始めまでに、1970年代の初めと比較して、その実際の値はほぼ3倍になった。

未就学児をもつ大多数の両親は、共働きである。さらに、他国とは異なり、小さな子供のいる母親も一般的にはフルタイムで働いている。この状況において、信頼でき、安全、で、合理的な価格の保育制度は重要である。子供の保育法は、四半世紀前、1973年に試行された。未就学の子供の保育義務は、地方自治体であった。地方自治体は、自らあるいは民間の保育所を通じて保育システムを提供する。1990年以来、親は3歳まで保育所を利用できるか、あるいは自身の家でケアするための育児手当を受け取るかの選択権利を得た。1996年から、未就学児のすべての親は、地方自治体によって提供される保育を受ける権利を得ることになった。1997年8月以来ずっと、在宅育児手当を受給することも可能である。

フィンランドのECEC制度

フィンランドの幼児教育および保育(ECEC)政策は、EduCareの概念に分けられる。地位さ子供のデイケアの必要性和教育の両方を目的とし、EduCareの概念は北歐の福祉国家のECECモデルについてより広範囲に理解するために、国際的に紹介されている。

保育制度のほかに、親が新生児のための家にいる機会は、1970年代以来フィンランドで促進された。父母ともに、育児休暇および児童手当は利用可能である。さらに、1980年代中頃以来、親は在宅児童手当によってさらに子供たちの育児状況を整えることができた。

親は在宅児童手当によって、在宅で子供を育てるか、保育場所を選択することができる。しかし、1997年8月より、在宅児童手当は主として親に支給されるが、個別の条件がつけられている。

6歳のための就学前教育の改革は、「混合モデル」(デイケアまたは学校組織内の就学前教育を与えるべきかどうか、その中で地方自治体は決定するかもしれない)としてフィンランドで実行されている。就学前教育でどこで提供されようが、教育の行為およびそのカリキュラムは法によって規定されている。就学前教育を受ける子供たちは、また就学前教育の補足手段として保育を受ける権利ももっている。とりわけ、EduCareの伝統は、デイケアの需要が就学前教育に関する決定に必要なであるという見解がある。1998年には6祭事の64%が終日保育を利用している。

幼稚園改革は、さらに管理上の用語のEduCareシステムを開発している。

家族の変容

フィンランド統計局の定義によれば、家族の定義は単にいっしょにすんでいる人たちと

いう。家族のタイプは、

- ・ 既婚か同棲する親および彼らの未婚の子供か、子供、あるいは彼または彼女の未婚の子供あるいは子供との親の1人;

そして

- ・ 既婚か同棲するパートナー(彼らにはそれらを永久に受け入れる子供がいない)。

戸籍上あるいは同棲するカップルであっても、家族のタイプは子供の有無の点だけで分類される。さらに、父親または母親だけが子供と暮らすタイプの家族分類だけがあるだけである。未婚であっても血縁のある子供や養子であっても、年齢に関係なく、一方のパートナーの未婚のこどもは、家族、拡大家族とみなされる。

統計や行政によって反映される家族の定義は、社会変動を反応しているが、一般に対応には遅れがみられる。家族における母親の概念は、1960年の国勢調査でもまだ使用されていた。女性は、子供の有無にかかわらず家族の中の母親と定義された。1970年の国勢調査より、パートナーという概念ができた。

ひとり親家族の概念の変化も同様である。1970年初期までは、欠損家族として使用されていたが、1990年の国勢調査では完全に消去された。現在では、戸籍上の家族か、同棲の家族かどうか、母親の子供か父親の子供かだけについて触れられている。

子供との同棲する家族は、1980年以来家族統計に含まれている。また、彼らは家族(パートナーはその中で結婚している)と同等とされた。1990年の国勢調査では、子供のない同棲するカップルも初めて家族であることとして定義されました。

日常生活の変化に続く家族統計の変化として、複合家族の概念を例としてあげる。

1990年の国勢調査では、複合家族は家族(すべての子供はその中でパートナーに共通だとは限らない)を意味するために了解される。たとえば、複合家族の普及は、子供のデイケアのために請求する基準を決定すると行政問題を引き起こした。

同棲するカップルの割合は、1980年(このときそれらは統計に最初に含まれていた)以来増加した。同棲するカップルは、子供のいる家族の10分の1(9.3%)を占める。ひとり親家族は、ほとんどが母親と子供たちである。それは、すべての家族の10分の1を占めている。未就学児10人中、9人の子供が二人の親あるいは他の保護者や家族と一緒に住んでいる。1人っ子の割合も変化した。1960年には37%を占めていたが、1980年代まで増加しつづけ、1998年に44%に低下した。

多人数家族も変化している。1960年には、6組の家族ごと(16%)に18歳未満のこどもが4人以上いたが、1990年にはそのような家族は3.5%に、1998年には2.0%にまで減少した。また、全人口中の0-6歳の割合も連続的に減少している。100年前の7歳以下の子供の割合は、全人口のおよそ5分の1(18.3%)であったが、1995年には10分の1未満

(8.9%) となった。2010年には一層の衰退をみせ、7.6%と予測されている。

7歳以下の子供をもつ家族とその親の雇用情勢

1998年の7歳以下の子供をもつ家族数は、300 989組であった。家族のタイプは以下のとおりである。(結婚したカップル 198,144(66%)、同棲のカップル、60722組(20%)、母子世帯 39856組、13%)、父子世帯 2267組、1%)。

既婚カップルの58%が共働きである。失業中または経済的に活動していないのは、同棲のカップルで高くなっている。関連して、失業中または経済的に活動していないのは、ひとり親世帯、特に母子世帯で高くなっている。

表1 7歳以下の子供をもつ家族数、雇用、失業、経済活動別 (1998年)

雇用状況	既婚カップル %	同棲カップル %	ひとり親世帯 %
共働きもしくは片働き世帯	57.9	48.1	43.4
一人のみ雇用、一方は失業中	6.6	15.0	
一人のみ雇用、一方は経済活動なし	31.0	26.0	
両親、一人親が失業中	0.9	2.1	11.2
一人のみ失業、一方が経済活動なし	2.0	4.3	
両親もしくは片親が経済活動なし	1.7	4.5	25.4
合計	100.0	100.0	100.0

注：労働市場は、現在雇用および失業中の求職者での労働力から構成される。経済活動をしていない人とは、主婦、仕事から初期に退却した人々および学生のような様々な理由で労働市場から計算上除外される人々を含む。これらのグループは仕事にはついていないが、求職活動もしていない。育児休業のようなさまざまなタイプの休暇中の人々は、有給の仕事についていると数えられる。

家族政策給付の仕組み

スウェーデンの家族政策給付の目的は、子供が家計にとって過度の負担になるのを妨げるために、育児から発生するコストをまかなうことである。1997年には、子どもと家族への家族政策給付は、国内総生産の4%にもなっている。子どもがいる家族は、児童手当および保育サービスを通して、多くの支援を受けている。

児童手当

児童手当は、子どものいない家族という家族を等しくするための重要な手段のひとつである。それは、州の支出金から、フィンランドにおける17歳以下のすべての子どもに対し、所得審査なし、非課税所得として支払われる。児童手当額は、子ども数によって決定される。児童手当は子供が家族に要する経費のおよそ半分をカバーする程度とされている。

表2 児童手当の合計額 (1999年)

子ども数	1月の合計額
1人目	FIM535/ 90 ユーロ
2人目	FIM657/ 110 ユーロ
3人目	FIM779/ 131 ユーロ
4人目	FIM901/ 151 ユーロ
5人目以上	Fim1023/ 172 ユーロ
ひとり親家族は、さらに1人につき FIM200/ (33 ユーロ) を受給できる。	

3.2. 子供の誕生で利用可能な給付

妊娠、出産あるいは育児中、母親および父親は、産前産後休暇、親休暇、育児休暇をとることができる。産前産後給付、親給付、育児休業手当は、国民健康保険を通じて支給され、財源は労使の保険料である。給付は、社会保険庁によって支払われる。

誕生に先行する産前休暇期間は、母親がしばらくの間休むことで、母親および子どもの健康を促進できる。誕生に続く、手当て期間は、新生児のための出産および育児から回復することができる。母親または父親のどちらかが家庭で養育することを望んでも、家族は親の手当機関によって選択できる。親手当は、父親が育児に参加し、かつ父親と子どもの関係の前進を支援することを目的としている。

出産手当

フィンランド(その妊娠は少なくとも154日の間続いている)において居住している妊婦はみな、州によって払われる出産手当を受給する権利がある。資格を得るには、妊婦は産婦人科医に行くか、あるいは妊娠の4月目末の前に健康診断を受けなければならない。

妊婦は、出産手当を、現金給付と、あるいはマタニティーパックの形式で受け取るかを決定できる。1999年の現金給付は、FIM 760(128 ユーロ)であった。マタニティーパックは、育児のアイテム、ベッドや布地を含んでおり、新生児が必要とする遊び着およびさまざまな基本的な衣服が入っている。こちらのパックを選ぶ妊婦が76%と、現金給付より一般的になっている。

産前産後休業と出産手当

妊婦は産前休暇を出産予定日より 50 日以前からか、遅くとも 30 日前にははじめる。休暇の期間は、88 日労働日数（土曜日を含む 105 日）、17 週間をややこえる。母親は休暇期間中、出産手当を受給することができる。その給付水準は所得によって異なり、所得の 60%、少なくともつき FIM1600（269 ユーロ）を受給できる。

もし、危険な仕事に従事している母親が、代替仕事に彼女をあてることができなければ、特別の出産・育児休暇および特別の手当を受給する権利を与えられる。必要なときには、特別な出産休暇が妊娠中にとることもできる。危険な仕事は化学薬品または放射線への接触の危険に関する職業を含む。

親休暇と手当

子どもの出産にからんで、父親は 5-10 日の労働日数（1-2 週間、土曜日を含む 6-12 日）、母親が産後休業中に、親休暇をとることができる。父親も母性か親の手当て期間中に育児休暇のさらに 5 日の休暇をとることが与えられる。これらの期間中、親手当を受け取ることができる。

この親手当は、出産手当と同様、所得に応じている。親休暇はたいへん人気があり、継続的に増加している。1997 年には、赤ん坊の父親のほとんど 60%が、育児休暇への彼らの権利を行使した。

育児休暇および育児休業給付

出産・育児休暇の期間の後、親の一方の 1 人は育児休暇をとってもよい。育児休暇の持続は、133 日の仕事日（わずかに 26 週を越えて土曜日を含む 158 日）で、多子出産の場合には 1 人の子供当たり 50 日の仕事日（土曜日を含む 60 日）まで延長される。

この手当も、所得に応じて決定される。平均では、所得の 60%の水準で、少なくとも 1 ヶ月あたり FIM1600（269 ユーロ）が支払われる。

1997 年には、父親の 2%未満が育児休暇をとった。

育児休暇期間の後、家族は、彼らの子供の保育のために、公的な財政支援がされる 3 つの異なるサポートを選択できる。

1. 育児休暇中は、家で子供を世話し、3 歳まで在宅児童手当を受給する。
2. 子どもが就学するまで、民間の保育施設を利用し、民間保育給付を受け取る。あるいは
3. 子どもが就学するまで、市の保育施設を利用する。

低年齢時の保育サポート

システムは、低年齢児保育を整えるのを手助けするために設計された。このシステムによれば、家族は SYSTEM は公の保育施設か、財政的援助のいずれかを選ぶことができる。

育児休暇および在宅育児手当

子どもが3歳になるまで、親は育児の仕事から、未払いの育児休暇を取る権利がある。一方の親がとることはできるが、双方が育児休暇中はとることができない。

育児休暇の期間の後、従業員には、それらの前の仕事あるいは別のほぼ同等の仕事に戻る権利がある。育児休暇は無給の休暇である。しかし、家族は地方自治体によっては、休暇期間中に在宅育児手当を受給できる。

家族が市の保育所あるいは民間保育給付を選ばなければ、3歳以下の子供をもつ家族は、在宅育児手当を受給できる。

在宅育児手当も、同じ家族(彼らは、市のデイケアの中にはなく学齢の下にいる)の中の子供に払われます。受給者の96%は母親であり、家で子どもをみる母親は、より学歴の低い女性で、未就学児が1人以上いる。また、在宅育児手当の利用家庭は、低所得課程に多い。在宅児童手当は、個々の子どもに支払われた基礎的な児童手当を含んでいる。

3歳以下の1人の子供のための基礎的な保育コストは、3歳以下の個々の追加の子ども1ヶ月あたり FIM 500(84 ユーロ)、および各子供(3歳以上の未就学児)は、1ヶ月あたり FIM 300(50 ユーロ)と共に、1ヶ月(1999年に)当たり FIM 1 500(252 ユーロ)となっている。基礎的な保育手当に加え、家族はさらに世帯員と収入によって補足給付を受けることもできる。

これは、たった1人の子供だけに支払われ、月1000(168 ユーロ)である。これは課税所得で、財源は地方自治体による。

部分的な育児休暇

親は、その年(子供はそれに就学する)の年末まで、短時間就業をする権利もある。労使が短時間勤務に合意することが必要である。同時に2つの休暇を利用することはできない。

部分的な在宅育児手当

3歳以下の子どもをもち、親の平均週労働時間が30時間を越えない場合に部分的に在宅育児手当が支払われる。金額は、1ヶ月(1999年) FIM375 (63 ユーロ)で、課税所得と扱われる。財源は地方自治体である。

民間保育給付

地方自治体は、民間の保育サービスや保育施設を利用した親には、民間保育給付を支払うこともある。手当は、学齢まで給付を支払われる。市の保育施設を利用することになると、給付は打ち切られる。

民間保育給付は、基礎給付、FIM700（118 ユーロ）と、付加給付として世帯員や所得に応じて支払われる。民間保育給付はチャイルドケアマインダーに直接支払われ、供給者の所得として課税される。

保育

自治体の保育所

フィンランドは、一旦母親か父親の育児休業手当が終わると、その所得水準や職の有無に関係なく、未就学児のすべてが地方自治体による保育所に無条件で入所できる。保育法によれば、保育所の目的は、親たちの養育を支援し、子どもの心身の発達と親とともにバランスの保たれた発達を支援することである。未就学児のすべての子どもに無条件に保育所入所を認めるのは、幼児教育の観点からデイケアの重要性を強調したことによる。

地方自治体は、保育所もしくは、グループのファミリー保育所、チャイルドケアマインダーの自宅において、保育サービスを提供する。さらに、いくつかの自治体では、運動場を一般に公開もしている。

保育所に入所している子どもの数は、ちょうど 10 人以上 100 人以下と広範である。ケアグループに子どもたちは分類される。さらに、3 歳未満と 3-6 歳に分類される。兄弟の場合は、年齢に関係なく同じグループにおかれる。

民間の保育施設

フィンランドでは、民間の保育施設は、数十年前に保育システムの革新的な開始者および開発者であった。1973 年の保育法の後、民間保育施設は拡大し、80 年間さまざまな保育形態を提供してきた。

1973 年の保育法は、民間保育所と公的保育所を連携させ、公的保育所と同様な座製支援を与えることになった。その結果、民間保育所の供給者は非政府組織や協会によって運営

地方自治体は、今、保育所を整備するよう義務づけられているので、この義務を果たす方法について独自に決定することができる。市の戦略は、地方自治体が独自にサービスを提供する範囲、および購入によって行われる。1990 年代の初めの景気後退中に、多くの地方自治体が、外部委託する契約の下で提供されるデイケアのサービスを終了した。また、

これらの契約は1人の子供当たりのコストとして計算された補償に変更された。

民間保育給付を利用によって、親たちは望みさえすれば、今や民間保育施設を選択することができる。給付金は、供給者に直接支払われる。

国庫補助金改革、およびフィンランドの保育所に対する無条件の権利の実現以来、民間保育施設の構造的な役割は変化した。しかし、民間保育施設の割合は、保育所全体の約2%を占めており、比較的適度なレベルにある。保育サービスの基礎的なレベルは、スタッフの定義やトレーニングの点から、規定によって管理されている。それは、公的支援のない完全な民間保育施設の維持が、財政上厳しいことが明らかになったことを意味する。

さまざまな保育サービス

未就学の児童が利用可能な、保育サービスは、以下のように示される。親の選択に基づいて、大多数の子どもは就学前に公的な育児支援をすべて利用することになる。最初に、親手当（ほとんどの家族はその後少なくともしばらく、在宅児童手当を受給する）によって、最初に家で育児される。最後に、子供は、保育所を中心として、あるいは民間保育所や市の保育所を利用する。あるいは在宅育児手当を受給する。しかしながら、フィンランドのいくつかの小さな田舎の地方自治体（それらは親にデイケアの中心のオプションをまだ提供することができない）があることを留意する必要がある。

保育所を利用あるいは、ファミリーデイケアを利用している子どもは、それぞれ65%と35%であった。現在は、ほとんど民間保育施設を利用する子どもはいない。